

一般財団法人イノセンスプロジェクトジャパン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人イノセンスプロジェクトジャパンと称し、英文では、Innocence Project Japan と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、刑事事件について冤罪を訴える者又はその家族等に対して、当該事件の調査等を行い、冤罪を晴らすための支援及び雪冤後の支援をする活動を行うとともに、刑事司法における冤罪事件（冤罪である可能性がある事件又は冤罪であることが明らかとなった事件をいう。）の実態の調査及び分析をし、その結果を公表し、防止策等を提言することなどによって日本の法政策に反映させ、もって社会的正義の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、以下の各号に関する事業を行う。

- (1) 刑事事件及び刑事司法制度に関する調査及び研究、研究会、講演会、シンポジウムの開催、セミナー、研修等の実施並びに出版その他の情報提供
- (2) 科学的見地から支援可能な冤罪事件についての調査、相談及び支援
- (3) 前号において支援の対象となった冤罪事件の被疑者若しくは被告人（これらの者であった者を含む）又はその遺族等の関係者に対する資金貸付けその他の経済的支援
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

2 前項に掲げる各事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が次の書類を作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、理事会の承認を得るものとする。ただし、第1号から第4号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。また、第1号から第3号までの書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (5) 財産目録
- (6) 役員等名簿
- (7) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- (8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の非分配)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第12条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

（構成）

第13条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第15条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の 5 日前までに、各評議員に対して、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 18 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき評議員（その事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 19 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事のうち3名以内を副理事長とすることができる。
- 4 理事長をこの法人の代表理事とし、副理事長をこの法人の業務を執行する理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及び当該理事と次に掲げる特殊の関係がある理事の合計数は、理事の総数の3分の1以下でなければならない。監事についても同様とする。
 - (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の3親等内の親族
 - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (4) 当該理事の使用人
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
 - (6) 前二号に掲げる者の配偶者
 - (7) 第3号から第5号までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- 4 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）における次に掲げる者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1以下でなければならない。監事についても同様とする。
 - (1) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものについては、その代表者又は管理人）
 - (2) 業務を執行する社員
 - (3) 使用人
 - (4) 次に掲げる団体における職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
 - イ 国の機関

- ロ 地方公共団体
- ハ 独立行政法人
- ニ 国立大学法人
- ホ 大学共同利用機関法人
- ヘ 地方独立行政法人
- ト 特殊法人
- チ 認可法人

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(責任の免除又は限定)

第 28 条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、

招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき理事（その事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 23 条 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長（理事長に事故があるときは出席した理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 37 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 審査委員会

(審査委員会)

第 40 条 この法人は、第 4 条第 1 号から第 3 号までの事業を行うに当たって必要となる、関係者の選考や、その他の事項に関する審査を行うため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の委員は、法律家又は学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 審査委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(公告方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(一般の閲覧に供する書類)

第 43 条 この法人の定款は、主たる事務所及び従たる事務所に備え置く。

- 2 第 6 条各号の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くとともに、それらの写しを従たる事務所に備え置く。
- 3 第 7 条第 1 号から第 4 号までの書類及び監査報告については、定時評議員会の日の 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くとともに、従たる事務所

において3年間写しを備え置く。

- 4 第7条項第5号から第9号までの書類については、作成時から5年間、主たる事務所に備え置くとともに、従たる事務所において3年間写しを備え置く。
- 5 前各項により主たる事務所又は従たる事務所に備え置かれた書類は、一般の閲覧に供するものとする。

附則

- 1 設立者の氏名又は名称及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は、以下のとおりとする。

氏名又は名称	石塚章夫
住所	さいたま市桜区町谷3丁目16番13号
財産及びその価額	金銭 600万円

- 2 設立時評議員、設立時理事、設立時代代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時評議員	浦 功	西村 健	山口直也
設立時理事	石塚章夫	渕野貴生	川崎拓也
設立時代代表理事	石塚章夫		
設立時監事	宇野裕明		

- 3 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和6年3月31日までとする。

以上、一般財団法人イノセンスプロジェクトジャパンの設立のため、設立者石塚章夫の定款作成代理人司法書士内藤卓は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和5年3月 日

設立者石塚章夫

上記設立者の定款作成代理人 司法書士 内藤 卓